

令和3年第4回

南関町議会7月臨時会会議録

開会 令和3年7月30日

閉会 令和3年7月30日

熊本県南関町議会

開会 午前10時00分



○議長（橋永芳政君）起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和3年第4回南関町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番議員、3番議員を指名します。



日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君）日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

○議長（橋永芳政君）ここで町長から挨拶の申出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君）皆さん改めてましておはようございます。

令和3年第4回南関町議会臨時会の開会において、新庁舎建設に伴う物品売買契約の締結などについて、4件の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

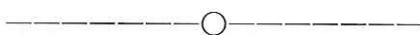
熊本地方は、7月13日に平年より6日早い梅雨明けとなり、心配しておりました豪雨災害等の発生もなく暑い夏を迎えておりますが、台風も6号7号8号と続けて発生しておりますので、これから秋までは厳重な注意が必要であると思っております。現在国においては、東京2020オリンピックが開催中であり、金メダルラッシュで盛り上がっておりますが、8月に24日からはパラリンピックも開催されることとなっております。パラリンピックゴールボール競技には南関町出身で町民栄誉賞第1号の浦田理恵さんも選手団の副主将として参加されますので、町を挙げて応援していきたいと思っております。

また、まだまだ新型コロナウイルス感染症が気になる日が続いており東京を初め都市部においては、またも感染者数の増加が続いており、今月末からは、荒玉管内でも4件のクラスターを含む多数の感染が発生するとともに、7月26日からは、熊本

県のリスクレベルも再びレベル4 特別警報となり、更に28日からは、レベル5 厳戒警報に引上げられ荒玉地域の2市4町に加え熊本市の飲食店へも営業時間短縮、県外への不要不急の移動の自粛などの要請がされました。南関町でも7月27日には、5月28日以来、約2か月ぶりとなる2人の方の感染が発生しており、これまでの傾向と同じように、都市部の感染拡大から一定の期間を置いて地方の感染が始まるような状況となっておりますので、特に感染力が強いデルタ株の割合が多くなった中で、これまで以上にしっかりとした危機管理体制を維持していきたいと考えております。

南関町のワクチン接種については、7月末までに、高齢者を対象としたワクチン接種を計画しておりましたが、一部の方が残っておられる状況であり、6月28日には、対象者全員の方にコロナワクチン接種券を発送し、7月27日からは、全ての方を対象とした予約もできるようになり、全体的に見てもほぼ順調に進んでいるのではないかと考えております。町民の皆様方には、今後も新しい生活様式や町施設の利用制限などと、大変な御苦勞をおかけすることも想定されますが、ワクチンの接種を始め、これまで同様感染者を出さないような取組を続けていきたいと考えておりますので、議員の皆様にも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、本議会臨時会におきましては、南関町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、物品売買契約の締結について、工事請負契約の締結についての4件を提案させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



日程第3 議案第38号 南関町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第38号、南関町手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第38号議案、南関町手数料条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。

関係条例につきましては、第1条で、南関町手数料条例第2条で、南関町個人情報保護条例第3条で、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。

次ページをお願いします。

議案の内容につきましては、第1条で、南関町手数料条例昭和30年条例第23号の一部を改正するもので、別表住民基本台帳の個人番号カードの再交付手数料の項を削り、第2条で、南関町個人情報保護条例平成17年条例第1号の一部を改正するもので、第35条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を、「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改め、第3条で、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例平成27年条例第26号の一部を改正するもので、第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

附則でこの条例は、令和3年9月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君）ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、南関町手数料条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（橋永芳政君）日程第4、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君）第39号議案、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由につきましては、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

ます。

変更内容につきましては、組合同約の別表第1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改めるものでございます。

理由につきましては、地方独立行政法人の運営団体である、地方独立行政法人くまもと県北病院機構とこの設立団体である、くまもと県北病院機構の名称を明確に区分するためでございます。

附則でこの規約は、地方自治法、昭和22年法律第67号、第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同約の規定は、令和3年4月1日から適用するものとしております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋永芳政君）ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更については、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第40号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君）日程第5、議案第40号、物品売買契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古澤 平君）第40号議案、物品売買契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由につきましては、南関町庁舎移転に伴う庁用備品一式の購入について、物品売買契約を締結するにあたり、予定価格が700万以上の財産の取得については、地

方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。内容を説明いたします。

契約の目的、南関町庁舎移転に伴う庁用備品一式の購入。納入場所、役場新庁舎。入札の方法、指名競争入札。契約金額4,686万円。契約の相手、熊本県玉名市中1846番地4。有限会社東京堂、代表取締役、吉岡一雄。納期、令和3年12月31日まででございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君）ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

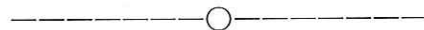
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君）異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第6、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古澤 平君）第41号議案、工事請負契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案の理由につきましては、町道久重・長山線（その2）道路災害復旧工事の工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が5,000万以上の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案の内容につきましては、工事名、町道久重・長山線（その2）道路災害復旧工事、工事場所、南関町大字久重地内、工期、議会の議決を得た日の翌日から令和4年3月

31日まで。入札の方法、指名競争入札。契約金額、8,492万円。契約の相手方、熊本県玉名郡南関町大字上長田670番地2、株式会社原賀工務店、代表取締役松本泰典でございます。

指名業者数は7社で、予定価格は8,743万5,700円。落札率が97.12%でございます。令和3年7月26日に仮契約を締結しております。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君）

ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第4回南関町議会臨時会を閉会します。

起立。礼。お疲れ様でした。

—————○—————
閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 第 4 回 臨 時 会

令 和 3 年 8 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政

編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝

南 関 町 議 会 事 務 局 福 山 尚 樹

南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 57-8508

FAX (0968) 53-2351

